

償却資産税について

年末近くになると、市区町村から事業者に対して「償却資産申告書」が郵送されてくることがあります。

「償却資産税」と言われても、あまり耳慣れない名前の税金かと思います。今回は、償却資産税とはどのような税金なのか説明したいと思います。

⑤ 償却資産税とは

「固定資産税」と聞くと、土地や建物などの不動産に課されるものとイメージできると思います。

実は、「償却資産税」も固定資産税の一種で、事業で使用される減価償却資産に課される税金なのです。

償却資産税は1月1日現在の償却資産の所有者に対して、その償却資産の所在地の市区町村（東京23区は東京都）から課税されます。

償却資産税は減価償却資産を加味した償却資産の評価額を基礎として、1.4%の税率で計算されます。

ただし、償却資産税には免税点があり、その年の評価額が合計で150万円未満の場合には、償却資産税は課されません。

具体的には、主に次のようなものが対象となります。

- 構築物 : 舗装路面や門扉などの外構、看板（広告塔など）や受変電設備などがあたります。
また、店舗や事務所を借りている場合の内装・造作等も対象になります。
- 機械及び装置 : 各種製造設備などの機械装置があたります。
- 車両運搬具 : ブルトーザーなどの大型特殊自動車（自動車税、軽自動車税の対象となるものは除きます。）
- 工具、器具備品 : 身近なものではパソコンやエアコン、応接セットや陳列棚、看板（ネオンサインや立て看板）などの器具備品や理容・美容機器なども該当してきます。

⑥ 償却資産税の対象とならないもの

上記の対象資産であっても、次に該当するものは償却資産税の対象となりません。

- 購入代金等が10万円未満で消耗品費などとして経費にしたもの
- 20万円未満で3年均等の一括償却を選択したもの

※青色申告で30万円未満の少額減価償却資産の特例の適用を受けて全額を償却したものは償却資産税の対象となります。

⑥ 償却資産申告書とは

実際には、下記のような申告書が郵送されてきます。

⑥ 償却資産税の納付方法

償却資産申告書が市区町村から郵送されてきた際、納付書は同封されておりません。

償却資産税は1月1日を賦課期日(税金が課される日)として、償却資産所有者の申告に基づいて、市区町村が決定した税額が納税通知書という形で改めて郵送されてきます。

償却資産税の納期は年4回で、4月、7月、12月、翌2月を原則としますが、市区町村の条例で納期が異なる場合もあります。

例えば東京23区の場合は、6月、9月、12月、翌2月となっています。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。